

平成 18 年 7 月 4 日

ZAPPALLAS

各 位

会 社 名 株式会社ザッパラス
(コード番号 3770 東証マザーズ)
本社所在地 東京都目黒区中目黒一丁目 8 番 8 号
代表者名 代表取締役社長 杉山 全功
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 山崎 浩史
T E L 03-5768-8080 (代表)
U R L <http://www.zappallas.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 7 月 27 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) フロアを統合することにより業務効率の向上をはかるとともに、オフィス環境を整備することとしたため、本店所在地を東京都渋谷区に変更するものであります(変更案第 3 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 13 条)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 25 条)

社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 40 条 2 項)

- (3) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催日 | 平成 18 年 7 月 27 日(木曜日) |
| (2) 定款一部変更の効力発生日 | 平成 18 年 7 月 27 日(木曜日) |

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条~第2条(条文省略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、190,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条~第2条(現行どおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">1. 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">2. 監査役</p> <p style="margin-left: 2em;">3. 監査役会</p> <p style="margin-left: 2em;">4. 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、190,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿及び株式喪失登録簿の記載又は記録、端株の買取り、その他の株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第11条(条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第14条(現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は<u>9名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第19条～第21条(条文省略)</p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社は、<u>6名以内の取締役を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第24条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第23条(条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第26条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第27条(条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役および補欠者の選任決議は、<u>総株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第27条(現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第31条(現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>4. <u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>5. <u>補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき日までとする。</u></p>	<p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(常勤の監査役)</p>
<p>第 30 条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>第 34 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>
<p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p>
<p>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役会の過半数で行う。</p>	<p>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(監査役会の議事録)</p>
<p>第 33 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>第 37 条 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<p>第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 35 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第 36 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第 40 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当会社の営業年度は、毎年5月1日から、翌年4月30日までの1年とし、毎年4月30日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任及び任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から、翌年4月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 <u>剰余金の配当は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第46条 <u>剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>前項の金銭には利息は付けない。</u></p>

以上